

京都市武道センター条例の一部を改正する条例（平成26年3月25日京都市条例第125号）（文化市民局市民スポーツ振興室）

京都市武道センターについて、消費税法及び地方税法の一部改正により、平成26年4月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市武道センターの使用料の適正化を図るとともに、利用料金制度を導入し、それに伴い必要な措置を講じるために、次のとおり京都市武道センター条例を改正することとしました。

1 使用料の改定

ア 使用料（超過使用料を除く。）

区 分			使 用 料									
			現 行				改 正 案					
			アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他			
			入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合	入場料を徴収する場合		
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
主 競 技 場	全 面 使 用	休 日 等	午前 9 時から正午まで	21,000	71,000	238,000	334,000	21,600	73,020	244,800	343,540	
			午後 1 時から午後 5 時まで	32,000	104,000	345,000	459,000	32,910	106,970	354,850	472,110	
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	45,000	143,000	477,000	668,000	46,280	147,080	490,620	687,080	
		午前 9 時から午後 9 時まで	98,000	318,000	1,060,000	1,461,000	100,790	327,070	1,090,270	1,502,730		
		そ の 日	午前 9 時から正午まで	16,000 (4,500)	55,000	185,000	265,000	16,450 (4,620)	56,570	190,280	272,570	
			午後 1 時から午後 5 時まで	24,000 (6,000)	79,000	265,000	371,000	24,680 (6,170)	81,250	272,570	381,600	
	午後 5 時 30 分から午後 9 時まで		35,000 (5,250)	112,000	371,000	520,000	36,000 (5,400)	115,200	381,600	534,850		
	半 面 使 用 (1時 間 に つ き)	休 日 等	午前 9 時から正午まで				4,000			4,110		
			午後 1 時から午後 5 時まで				4,000			4,110		
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで				5,800			5,960		
		そ の 日	午前 9 時から正午まで				3,500 (800)			3,600 (820)		
			午後 1 時から午後 5 時まで				3,500 (800)			3,600 (820)		
午後 5 時 30 分から午後 9 時まで						4,600 (800)			4,730 (820)			

補助競技場	全面使用	休日等	午前 9 時から正午まで	5,800	(1時間につき) 2,900	<u>5,960</u>	(1時間につき) <u>2,980</u>
			午後 1 時から午後 5 時まで	8,600	(1時間につき) 2,900	<u>8,840</u>	(1時間につき) <u>2,980</u>
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	12,000	(1時間につき) 3,500	<u>12,340</u>	(1時間につき) <u>3,600</u>
			午前 9 時から午後 9 時まで	26,400	—	<u>27,140</u>	—
		その他の日	午前 9 時から正午まで	4,600 (2,400)	(1時間につき) 2,300	<u>4,730</u> <u>(2,460)</u>	(1時間につき) <u>2,360</u>
			午後 1 時から午後 5 時まで	6,900 (3,200)	(1時間につき) 2,300	<u>7,090</u> <u>(3,290)</u>	(1時間につき) <u>2,360</u>
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	9,200 (2,800)	(1時間につき) 2,900	<u>9,460</u> <u>(2,880)</u>	(1時間につき) <u>2,980</u>
			午前 9 時から午後 9 時まで	20,700 (8,400)	—	<u>21,280</u> <u>(8,630)</u>	—
	部分使用 (1人につき)	午前 9 時から正午まで		300		300	
		午後 1 時から午後 5 時まで		300		300	
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで		300		300	
	旧武徳殿	休日等	午前 9 時から正午まで		6,700		<u>6,890</u>
午後 1 時から午後 5 時まで				9,700		<u>9,970</u>	
午後 5 時 30 分から午後 9 時まで				13,000		<u>13,370</u>	
午前 9 時から午後 9 時まで				29,400		<u>30,230</u>	
その他の日		午前 9 時から正午まで		5,200 (2,400)		<u>5,340</u> <u>(2,460)</u>	
		午後 1 時から午後 5 時まで		7,500 (3,200)		<u>7,710</u> <u>(3,290)</u>	
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで		10,000 (2,800)		<u>10,280</u> <u>(2,880)</u>	
		午前 9 時から午後 9 時まで		22,700 (8,400)		<u>23,140</u> <u>(8,630)</u>	
弓道場	全面使用	休日等	午前 9 時から正午まで		5,800		<u>5,960</u>
			午後 1 時から午後 5 時まで		8,400		<u>8,640</u>
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで		11,500		<u>11,820</u>
			午前 9 時から午後 9 時まで		25,700		<u>26,420</u>
		その他の日	午前 9 時から正午まで		4,500		<u>4,620</u>
			午後 1 時から午後 5 時まで		6,500		<u>6,680</u>
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで		9,000		<u>9,250</u>
			午前 9 時から午後 9 時まで		20,000		<u>20,550</u>
	部分使用		午前 9 時から正午まで		250		250

	(1人 1時間 につき)	休日等	午後 1 時から午後 5 時まで	250	250
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	250	250
		その他 の日	午前 9 時から正午まで	200	200
			午後 1 時から午後 5 時まで	200	200
			午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	200	200
相撲場	休日等	午前 9 時から正午まで	2,500	<u>2,570</u>	
		午後 1 時から午後 5 時まで	3,800	<u>3,900</u>	
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	5,200	<u>5,340</u>	
		午前 9 時から午後 9 時まで	11,500	<u>11,810</u>	
	その他の日	午前 9 時から正午まで	2,000	<u>2,050</u>	
		午後 1 時から午後 5 時まで	2,500	<u>2,570</u>	
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	3,800	<u>3,900</u>	
		午前 9 時から午後 9 時まで	8,300	<u>8,520</u>	
第 1 会議室	競技場と併用する場合	午前 9 時から正午まで	2,000	<u>2,050</u>	
		午後 1 時から午後 5 時まで	2,000	<u>2,050</u>	
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	3,200	<u>3,290</u>	
		午前 9 時から午後 9 時まで	7,200	<u>7,390</u>	
	その他	午前 9 時から正午まで	3,200	<u>3,290</u>	
		午後 1 時から午後 5 時まで	4,500	<u>4,620</u>	
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	5,200	<u>5,340</u>	
		午前 9 時から午後 9 時まで	12,900	<u>13,250</u>	
第 2 会議室	競技場と併用する場合	午前 9 時から正午まで	700	<u>720</u>	
		午後 1 時から午後 5 時まで	700	<u>720</u>	
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	1,300	<u>1,330</u>	
		午前 9 時から午後 9 時まで	2,700	<u>2,770</u>	
	その他	午前 9 時から正午まで	1,300	<u>1,330</u>	
		午後 1 時から午後 5 時まで	2,000	<u>2,050</u>	
		午後 5 時 30 分から午後 9 時まで	2,500	<u>2,570</u>	
		午前 9 時から午後 9 時まで	5,800	<u>5,950</u>	

イ 超過使用料 (1時間につき)

区 分			使 用 料							
			現 行				改 正 案			
			アマチュアスポーツ		そ の 他		アマチュアスポーツ		そ の 他	
			入場料を徴収 しない場	入場料を徴収 する場	入場料を徴収 しない場	入場料を徴収 する場	入場料を徴収 しない場	入場料を徴収 する場	入場料を徴収 しない場	入場料を徴収 する場
主競技場 (全面使用)	休日等	正午から午後5時まで	円 9,200	円 30,000	円 104,000	円 140,000	円 9,460	円 30,850	円 106,970	円 144,000
		午後5時から午後10時まで	14,000	44,000	148,000	208,000	14,400	45,250	152,220	213,940
	その他の日	正午から午後5時まで	6,900 (1,500)	24,000	79,000	113,000	7,090 (1,540)	24,680	81,250	116,220
		午後5時から午後10時まで	10,000 (1,500)	35,000	115,000	162,000	10,280 (1,540)	36,000	118,280	166,620
補助競技場 (全面使用)	休日等	正午から午後5時まで				2,900			2,980	
		午後5時から午後10時まで				3,500			3,600	
	その他の日	正午から午後5時まで				2,300 (800)			2,360 (820)	
		午後5時から午後10時まで				2,900 (800)			2,980 (820)	
旧武徳殿	休日等	正午から午後5時まで				2,900			2,980	
		午後5時から午後10時まで				3,800			3,900	
	その他の日	正午から午後5時まで				2,300 (800)			2,360 (820)	
		午後5時から午後10時まで				3,000 (800)			3,080 (820)	
弓道場(全面使用)	休日等	正午から午後5時まで				2,500			2,570	
		午後5時から午後10時まで				3,300			3,390	
	その他の日	正午から午後5時まで				2,000			2,050	
		午後5時から午後10時まで				2,600			2,670	
相撲場	休日等	正午から午後5時まで				1,000			1,020	
		午後5時から午後10時まで				1,500			1,540	
	その他の日	正午から午後5時まで				800			820	
		午後5時から午後10時まで				1,100			1,130	
第1会議室	競技場と併用する場合	正午から午後5時まで				700			720	
		午後5時から午後10時まで				1,000			1,020	
	その他	正午から午後5時まで				1,300			1,330	

		午後 5 時から午後 10 時まで	1,700	<u>1,740</u>
第2会議室	競技場と併用する場合	正午から午後 5 時まで	200	200
		午後 5 時から午後 10 時まで	400	<u>410</u>
	その他	正午から午後 5 時まで	500	<u>510</u>
		午後 5 時から午後 10 時まで	800	<u>820</u>

2 利用料金制度の導入

指定管理者に経営努力を促すことで市民サービスの向上を図るため、施設の利用料金を指定管理者が収入する利用料金制度を導入する。

この条例は、平成26年4月1日から施行します。ただし、2については、平成27年4月1日から施行します。

京都市武道センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成26年3月25日

京都市長 門川大作

京都市条例第125号

京都市武道センター条例の一部を改正する条例

第1条 京都市武道センター条例の一部を次のように改正する。

第7条第3項第1号中「3,220円」を「3,310円」に改め、同項第2号中「6,550円」を「6,730円」に改める。

別表第1主競技場の項から第2会議室の項までを次のように改める。

主 競 技 場	全 面 使 用	アマチユアス 入場料を徴収 しない場合	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		入場料を徴収 する場合	21,600	16,450	32,910	24,680	46,280	36,000	100,790	77,130		
	面 使 用	ポーツ 入場料を徴収 する場合	73,020	56,570	106,970	81,250	147,080	115,200	327,070	253,020		
		その他 入場料を徴収 しない場合	244,800	190,280	354,850	272,570	490,620	381,600	1,090,270	844,450		
	場	半 面 使 用	入場料を徴収 する場合	343,540	272,570	472,110	381,600	687,080	534,850	1,502,730	1,189,020	
			半面使用(1時間につき)	4,110	3,600	4,110	3,600	5,960	4,730			
補 助 競 技 場	全 面 使 用	アマチュアスポーツ	5,960	4,730	8,840	7,090	12,340	9,460	27,140	21,280		
		その他(1時間につき)	2,980	2,360	2,980	2,360	3,600	2,980				
	部分使用(1人1時間につ き)		300		300		300					
旧	武 徳 殿		6,890	5,340	9,970	7,710	13,370	10,280	30,230	23,330		
弓道場	全 面 使 用		5,960	4,620	8,640	6,680	11,820	9,250	26,420	20,550		
	部分使用(1人1時間 につき)		250	200	250	200	250	200				
相 撲 場			2,570	2,050	3,900	2,570	5,340	3,900	11,810	8,520		
第1会	競技場と併用する場合		2,050		2,050		3,290		7,390			

議室	そ の 他	3,290	4,620	5,340	13,250
第2会場	競技場と併用する場合	720	720	1,330	2,770
議室	そ の 他	1,330	2,050	2,570	5,950

別表第1備考5中「額と」を「額（当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）と」に、同備考6中「とする」の右に「。この場合において、当該金額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げる」を加え、同備考7中「16,000」を「16,450」に、「4,500」を「4,620」に、「24,000」を「24,680」に、「6,000」を「6,170」に、「35,000」を「36,000」に、「5,250」を「5,400」に、「75,000」を「77,130」に、「15,750」を「16,190」に、「3,500」を「3,600」に、「800」を「820」に、「4,600」を「4,730」に、「2,400」を「2,460」に、「6,900」を「7,090」に、「3,200」を「3,290」に、「9,200」を「9,460」に、「2,800」を「2,880」に、「20,700」を「21,280」に、「8,400」を「8,630」に、「5,200」を「5,340」に、「7,500」を「7,710」に、「10,000」を「10,280」に、「22,700」を「23,330」に改める。

「

円	円	円	円
9,200	6,900	14,000	10,000
30,000	24,000	44,000	35,000
104,000	79,000	148,000	115,000
140,000	113,000	208,000	162,000
2,900	2,300	3,500	2,900
2,900	2,300	3,800	3,000
2,500	2,000	3,300	2,600
1,000	800	1,500	1,100
700		1,000	
1,300		1,700	
200		400	

別表第2備考以外の部分中

を

500	800
-----	-----

円	円	円	円
9,460	7,090	14,400	10,280
30,850	24,680	45,250	36,000
106,970	81,250	152,220	118,280
144,000	116,220	213,940	166,620
2,980	2,360	3,600	2,980
2,980	2,360	3,900	3,080
2,570	2,050	3,390	2,670
1,020	820	1,540	1,130
720		1,020	
1,330		1,740	
200		410	
510		820	

に改め、同表備考6中「6,900」

を「7,090」に、「1,500」を「1,540」に、「10,000」を「10,280」に、「2,300」を「2,360」に、「800」を「820」に、

「

2,900

」を「

2,980

」に、「

800

」を「

820

」に、「3,

000」を「3,080」に改める。

第2条 京都市武道センター条例の一部を次のように改正する。

第5条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「使用」を「利用」に、「する者」を「するもの」に改める。

第6条の見出しを「(利用制限)」に改め、同条各号列記以外の部分中「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用者」を「利用者」に改める。

第7条の見出しを「(利用料金等)」に改め、同条第1項中「センターの施設の使用」

を「利用」に、「者は、別表第1に掲げる使用料を納入しなければ」を「もの（以下「利用者」という。）は、指定管理者に対し、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければ」に改め、同条第5項を削り、同条第4項各号列記以外の部分中「使用料（部分使用）」を「利用料金（部分利用）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項各号列記以外の部分中「センターの」を削り、「の使用の許可を受けた者」を「に係る利用料金」に、「使用料を納入しなければならない」を「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「使用時間」を「利用時間」に、「使用する」を「利用する」に、「使用料」を「利用料金」に、「とおりに」を「額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるもの」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 利用料金（構内地に係るものを除く。）は、別表第1に掲げる額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定めるものとする。

第7条第6項中「使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）」を「利用者」に、「使用した場合は」を「利用したときは、指定管理者に対し」に、「納入しなければ」を「支払わなければ」に改める。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条本文中「既納の使用料」を「既に支払われた利用料金」に改める。

第9条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「市長は、」を「指定管理者は、市長が」に、「使用料」を「利用料金」に改める。

第10条第1項中「使用者は、使用しよう」を「利用者は、利用しよう」に改め、同条第2項中「使用者」を「利用者」に改める。

第11条中「使用者」を「利用者」に改める。

第12条中「使用者」を「利用者」に、「使用を」を「利用を」に、「使用の」を「利用の」に改める。

別表第1備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に、「半面使用」を「半面利用」に、「部分使用」を「部分利用」に改め、同表備考2中「使用者」を「利用者」に改め、同備考3中「使用する」を「利用する」に改め、同備考5中「使用者」を「利用者」に、「使用料」を「利用料金の上限額」に、「使用する」を「利用する」に改め、同備考6中「使用料」を「利用料金の上限額」に改め、同

備考7中「使用する」を「利用する」に改め、同備考8中「使用時間」を「利用時間」に、「使用料は」を「利用料金の上限額は」に、「使用料との」を「額との」に改める。

別表第2備考以外の部分中「使用料」を「利用料金」に、「全面使用」を「全面利用」に改め、同表備考2中「使用者」を「利用者」に改め、同備考3中「使用する」を「利用する」に改め、同備考6中「使用する」を「利用する」に、「同表主競技場（全面使用）の項」を「同表主競技場（全面利用）の項」に、「同表補助競技場（全面使用）の項」を「同表補助競技場（全面利用）の項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例中第1条、次項及び附則第3項の規定は平成26年4月1日から、第2条の規定は平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 京都市武道センターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に利用料金を収受させるために必要な準備行為は、第2条の規定の施行前においても行うことができる。

（適用区分）

- 3 第1条の規定による改正後の京都市武道センター条例の規定は、同条の規定の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（文化市民局市民スポーツ振興室）